

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成29年9月1日	
【会社名】	株式会社スクロール	
【英訳名】	Scroll Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 堀田 守	
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市中区佐藤二丁目24番1号	
【電話番号】	053(464)1114	
【事務連絡者氏名】	執行役員経営統括部長 杉本 泰宣	
【最寄りの連絡場所】	静岡県浜松市中区佐藤二丁目24番1号	
【電話番号】	053(464)1114	
【事務連絡者氏名】	執行役員経営統括部長 杉本 泰宣	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	192,991,200円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	497,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成29年9月1日(金)開催の取締役会決議によるものであります。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	497,400	192,991,200	192,991,200
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	497,400	192,991,200	192,991,200

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位(株)	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
388	388	100株	平成29年9月19日(火)	-	平成29年9月20日(水)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、当社と割当予定先との間で株式引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

4 払込期日までに割当予定先と株式引受契約を締結しない場合、本届出書に係る新規株式の発行は行われな

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社スクロール 経営統括部	静岡県浜松市中区佐藤二丁目24番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社静岡銀行 浜松営業部	静岡県浜松市中区田町322-7

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
192,991,200	1,600,000	191,391,200

(注) 1. 発行諸費用の内訳は、登記費用と弁護士費用でございます。発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額191,391,200円につきましては、全額平成29年9月までに到来する未払金の支払に充当する予定であります。

なお、上記資金使途に充当するまでの資金管理は、当社預金口座にて適切に管理いたします。

資金使途	金額（概数）	支出予定時期
運転資金に充当	191,391,200円	平成29年9月

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	野村信託銀行株式会社 (スクロール従業員持株会専用信託口)
本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目2番2号
代表者の役職及び氏名	執行役社長 鳥海 智絵
資本金	35,000百万円
事業の内容	銀行業務、信託業務
主たる出資者及びその出資比率	野村ホールディングス株式会社(100%)

(2) 提出者と割当予定先との関係

当社との関係等	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成29年9月1日現在のものです。

従業員株式所有制度の内容

割当予定先である野村信託銀行株式会社(スクロール従業員持株会専用信託口)(以下「E-Ship信託」といいます。)は、当社と野村信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、野村信託銀行株式会社を受託者とする金銭信託契約(以下「本信託契約」といい、本信託契約によって設定される信託を「本信託」といいます。)を締結することによって設定された信託口です。当社の導入する信託型従業員持株インセンティブ・プラン(以下「本プラン」といいます。)は従業員株式所有制度に該当しますので、以下、本プランの内容を記載します。なお、スクロール従業員持株会(以下「本持株会」といいます。)は従来どおり存続、運営しており、新たな持株会が作られるわけではございません。本持株会の現時点での参加会社は、当社、株式会社スクロール360、株式会社ムトウクレジット及び株式会社スクロールR&Dの4社であります。他の国内子会社の参加についても、今後順次検討してまいります。

1. 概要

本プランは本持株会に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランであり、従業員に対する当社グループの中長期的企業価値向上のインセンティブ付与と、株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた、当社グループの恒常的發展を促すことを目的としております。当社では、従業員の自社株保有を促す手段として従業員持株会制度を導入しておりますが、本プランの導入により、当持株会制度への従業員の理解及び入会促進、モチベーションアップに寄与するものと考えております。

本プランでは、E-Ship信託が、本信託の設定後約3年間にわたり本持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）を、借入金を原資として、当社からの第三者割当（以下「本第三者割当」といいます。）によって取得します。当該借入は、貸付人を株式会社静岡銀行（以下「貸付人」といいます。）、借入人をE-Ship信託、保証人を当社とする三者間で締結される責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づいて行われます。また、本第三者割当については、E-Ship信託と当社の間で本届出書の効力発生後に締結される予定の株式引受契約に基づいて行われます。E-Ship信託が取得した当社株式は、本持株会と締結される株式注文契約に基づき、信託期間（約3年間）において、毎月、本持株会に対して保有する当社株式を一定の計画（条件及び方法）に従って、継続的に時価で売却いたします。E-Ship信託は、その売却代金として、本持株会の会員からの給与天引き等によって拠出される金銭を本持株会から受取り、当該売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、貸付人への借入金の返済及び金利の支払いを行います。本信託の終了後、本信託の信託財産に属する金銭から、本信託に係る信託費用や未払の借入元利金などを支払い、残余の財産が存在する場合は、当該金銭（損失補てん準備金勘定内の金銭を除きます。）を、本信託契約で定める受益者適格要件（下記3.をご参照下さい。）を満たす従業員に分配します。当該分配については、受託者である野村信託銀行株式会社と当社が締結する予定の事務委託契約に基づき、野村信託銀行株式会社が、当該契約の受託者である当社を介して、従業員に金銭の分配を行います。なお、借入金が完済できない場合は、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき保証人である当社が保証履行します。また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使については、信託管理人又は受益者代理人が本信託の受託者である野村信託銀行株式会社に対して指図を行い、本信託の受託者は、かかる指図に従って、当該権利の保全及び行使を行います。信託管理人及び受益者代理人は、本信託の受託者に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める議決権行使のガイドラインに従います。なお、信託管理人は、当社従業員が就任します。

参考 E-Ship信託の概要

- | | |
|------------|--|
| 1. 委託者 | 当社 |
| 2. 受託者 | 野村信託銀行株式会社 |
| 3. 受益者 | 受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至る） |
| 4. 信託契約日 | 平成29年9月1日 |
| 5. 信託期間 | 平成29年9月1日～平成32年8月28日 |
| 6. 信託の目的 | 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付 |
| 7. 取得株式の総額 | 192,991,200円 |
| 8. 株式の取得方法 | 本第三者割当により取得 |

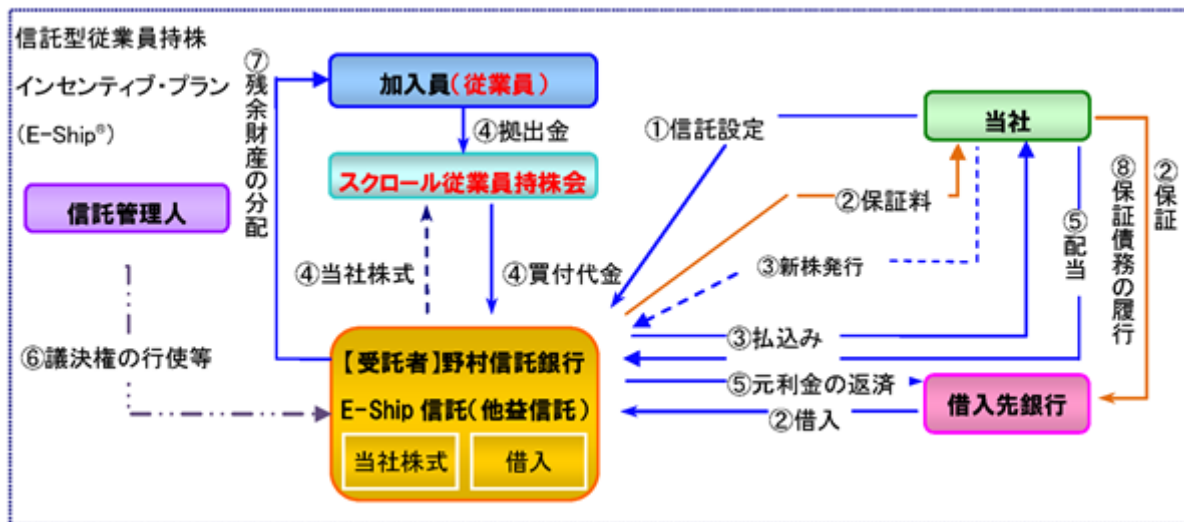
2. 本持株会に売り付ける予定の株式の総数

497,400株

3. 受益者の範囲

本信託契約で定める受益者確定手続開始日（信託期間満了日（平成32年8月28日）が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当社株式が本持株会へ全て売却された日等）において生存し、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」といいます。）の規定による資産凍結等の経済制裁措置の対象者（外為法第16条に基づく外国為替令（昭和55年政令第260号）第6条第1項に定める告示により指定された対象者をいいます。）に該当せず、かつ、本持株会に加入している者（ただし、本信託契約の締結日である平成29年9月1日以降受益者確定手続開始日までに定年退職、転職又は役員への就任により会員資格を喪失したことにより本持株会を脱会した者を含みます。）を本プランの受益者とします。

本プランの仕組み



当社が、受益者適格要件を充足する持株会会員を受益者としたE-Ship信託（他益信託）を設定いたします。E-Ship信託は借入先銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行い、当社は当該借入に対して保証いたします。当社は、かかる保証の対価として保証料をE-Ship信託から受け取ります。

E-Ship信託は信託期間内に本持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を当社から取得いたします。E-Ship信託は信託期間を通じて、保有する当社株式を一定の計画（条件及び方法）に従って、継続的に本持株会に時価で売却いたします。

E-Ship信託は本持株会への当社株式の売却により受け入れた株式売却代金、及び保有する当社株式に係る配当金（当社の株主として受領します。）を原資として、借入の元利息等返済に充当いたします。

E-Ship信託が保有する当社株式については、受益者のために選定された信託管理人が議決権行使等の指図を行います。

信託終了時にE-Ship信託内に残余財産がある場合には、受益者適格要件を充足する者に分配されます。

信託終了時に借入が残っている場合には、記載の保証の履行として、当社が弁済いたします。

(3) 割当予定先の選定理由

今般、当社は、野村証券株式会社から提案のあった本プランの導入にあたり、考慮いたしましたのは、当社の主幹事会社は野村証券株式会社であること、本持株会の運営事務を同社に委託していること、同社を通じた野村信託銀行株式会社との連携により、本プランに係るサポート体制の充実、円滑な運営が期待されることの三点です。

本プランにおいては、「(2) 提出者と割当予定先との間の関係 従業員株式所有制度の内容 1. 概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、野村信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結し設定するE-Ship信託に対し当社株式を割り当てることになっていることから、E-Ship信託を割当予定先として選定したものです。

(4) 割り当てようとする株式の数

497,400株

(5) 株券等の保有方針

割当予定先であるE-Ship信託は、本第三者割当により割り当てられた当社株式を、本持株会に対して時価で売り付けるために保有するものであります。なお、E-Ship信託は、原則として本持株会以外に当社株式を売却することはありません。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるE-Ship信託が、平成29年9月1日に貸付人と締結予定の責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づく借入金によって払込みが行われる予定である旨を口頭で確認しております。なお、当該契約は、借入人、保証人、貸付人間で締結され、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人である当社が保証履行する内容となっております。また、当社は、借入人に対する上記保証に対し、当該契約に基づき借入人から保証料を収受することとなります。

割当予定先：E-Ship信託
借入人：E-Ship信託
保証人：当社
貸付人：株式会社静岡銀行（193百万円）

(7) 割当予定先の実態

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、野村信託銀行株式会社のホームページ及びビディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないことを確認しています。なお当社は、その旨の確認書を、東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本第三者割当は従業員株式所有制度である本プランの導入を目的としています。発行価額については、恣意性を排除した価額とするため平成29年8月31日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社株式終値である388円としています。これは、取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、また、日本証券業協会の指針も勘案して決定されたものであることから、合理的であると考えています。なお、当該価額は、東京証券取引所における当社株式の直前1か月間（平成29年8月1日～平成29年8月31日）の終値の平均値である386円（円未満切捨て）からの乖離率が+0.52%、直前3か月間（平成29年6月1日～平成29年8月31日）の終値の平均値である381円（円未満切捨て）からの乖離率は+1.84%、直前6か月間（平成29年3月1日～平成29年8月31日）の終値の平均値である371円（円未満切捨て）からの乖離率は+4.59%となっています。

上記発行価額については、監査等委員会が、本第三者割当が本プランの導入を目的としていること、及び上記発行価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、弁護士への確認を経た上で、割当先に特に有利な発行価額には該当しない旨及び当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

発行数量については、現在の本持株会の年間買付実績をもとに、今後約3年間の信託期間中に本持株会がE-Ship信託より購入する予定数量に相当するものであり、希薄化は生じるものの、毎月本持株会へ少しずつ譲渡されることに加え、従業員の意識高揚による企業価値の増大に寄与すると考えております。

なお、希薄化の規模は発行済株式数に対し約1.45%（平成29年3月31日時点の総議決権数339,930個に対する割合は約1.46%）となります。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
丸紅株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7-1	2,841	8.36	2,841	8.24
スクロール取引先持株会	静岡県浜松市中区佐藤二丁目 24-1	1,893	5.57	1,893	5.49
株式会社静岡銀行 (常任代理人日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	静岡県静岡市葵区呉服町一丁目 10番地 (東京都港区浜松町二丁目11番 3号)	1,261	3.71	1,261	3.66
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3 号	1,211	3.56	1,211	3.51
スクロール従業員持株会	静岡県浜松市中区佐藤二丁目 24-1	1,052	3.10	1,052	3.05
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	634	1.87	634	1.84
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人シティバンク銀 行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都新宿区新宿六丁目27番 30号)	562	1.65	562	1.63
モリリン株式会社	愛知県一宮市本町四丁目22番10 号	550	1.62	550	1.60
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8-11	547	1.61	547	1.59
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6 番6号	543	1.60	543	1.57
計	-	11,099	32.64	11,099	32.18

(注) 1 平成29年3月31日現在の株主名簿を基準としております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。

3 上記のほか、平成29年9月1日現在295,200株を自己株式として所有しております。

4 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成29年3月31日現在の総議決権数(339,930個)に本第三者割当により増加する議決権数(4,974個)を加えた数(344,904個)で除して算出した数値であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第76期）及び四半期報告書（第77期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本届出書提出日（平成29年9月1日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本届出書提出日（平成29年9月1日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

2．臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第76期）の提出日（平成29年5月30日）以後、本届出書提出日（平成29年9月1日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

[平成29年5月31日提出臨時報告書]

1 提出理由

平成29年5月30日開催の当社第76期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年5月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

堀田守、鶴見知久、佐藤浩明、小山優雄及び山崎正之の5氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションに関する報酬等の決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、年額50百万円以内の範囲でストック・オプションとして新株予約権を割り当てるものであります。

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を一部修正・変更したうえで、継続するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案				(注)1	(注)3
堀田 守	225,020	17,223	425		可決 88.1
鶴見 知久	227,637	14,606	425		可決 89.1
佐藤 浩明	239,390	2,853	425		可決 93.7
小山 優雄	239,351	2,892	425		可決 93.7
山崎 正之	239,236	3,007	425		可決 93.6
第2号議案				(注)2	(注)3
	207,298	34,946	425		可決 81.1
第3号議案				(注)2	(注)3
	186,511	55,734	425		可決 73.0

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

3. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの議決権行使書提出分及びインターネットによる議決権行使分と、当日出席のすべての株主分)に対する、本株主総会前日までの議決権行使分と当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使分と、当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより全ての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第76期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年5月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第77期第1四半期)	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	平成29年8月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年5月30日

株式会社 スクロール

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市 村 清 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加 山 秀 剛 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スクロールの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スクロール及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社スクロールの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社スクロールが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月30日

株式会社 スクロール

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市 村 清 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加 山 秀 剛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スクロールの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第76期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スクロールの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておりません。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年8月10日

株式会社 スクロール

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市村 清 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 唯根 欣三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スクロールの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スクロール及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。